

○厚生労働省告示第三百八十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第2のFの過酸化水素の目中「過酸化水素は」の下に「，釜揚げしらす及びしらす干しにあってはその1kgにつき0.005g以上残存しないように使用しなければならない。その他の食品にあっては」を加える。